

人事院会議議事録

会議日

令和5年5月18日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 古屋人事官 伊藤人事官
(幹事) 柴崎事務総長、幸総括審議官
(説明員) (職員福祉局)
西職員福祉課長

議題

令和5年民間企業の勤務条件制度等調査の実施

議事の概要

- 議題「令和5年民間企業の勤務条件制度等調査」について、担当局から別添のとおり調査を行うこととしたいとの説明があった。
また、調査票については、総務省において審査中であり、審査の結果、軽微な変更が生じた場合は、御一任いただきたい旨の説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

令和5年民間企業の勤務条件制度等調査の実施について

令和5年5月18日

職員福祉局

本年の民間企業の勤務条件制度等調査について、別紙要綱のとおり実施することとしたい。具体的な調査項目は以下のとおり。

なお、本年の調査においても、全ての調査事項について、オンライン調査システムを利用した回答を可能とすることとしたい。

A 子宮頸がん検診及び乳がん検診の実施状況

民間企業における従業員に対する子宮頸がん検診及び乳がん検診の実施状況等を把握し、公務における定期健康診断の検査項目への追加も含めて検討するための基礎資料とする。

B 人事関連情報データベースの活用状況

民間企業の人事管理におけるデジタルデータの活用状況を把握し、公務の人事管理におけるデジタルデータの活用可能性を検討するための基礎資料とする。

C 業務災害及び通勤災害に対する法定外給付制度【継続調査】

公務における特別援護金の水準設定は、民間における法定外給付の状況を踏まえて行っており、そのために必要な事項を調査してきている。

D 従業員の退職管理等の状況【継続調査】

民間の定年制・継続雇用制度及び役職定年制の状況を把握し、公務における高齢期雇用施策の検討の基礎資料とする。

以 上

令和5年民間企業の勤務条件制度等調査要綱

令和5年5月
人 事 院

I 調査の目的

民間企業の勤務条件制度等調査は、民間企業における労働時間、休業・休暇、福利厚生、退職管理及び業務・災害に対する法定外給付等の実態を把握し、国家公務員の勤務条件の検討のための基礎資料を得ることを目的とする。

II 調査の範囲

1 調査対象

(1) 地 域

全 国

(2) 調査対象企業

令和5年10月1日現在における常勤の従業員数が50人以上である企業のうち、日本標準産業分類の大分類の農業・林業、漁業、鉱業・採石業・砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業・郵便業、卸売業・小売業、金融業・保険業、不動産業・物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、教育・学習支援業、医療・福祉、複合サービス事業及びサービス業（中分類の宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）に分類されたもの。

ただし、次の経営形態のものを除く。

ア 政府機関及びその関係機関

イ 地方公共団体及びその関係機関

ウ 大使館・領事館及び国際連合等の関係機関

エ 企業組合等

2 調査客体

調査対象約45,000社のうち、産業及び企業規模によって層化した上で無作為に抽出した約7,500社を調査客体とする。

III 調査事項

令和5年10月1日現在における次の各事項とする。

1 企業に関する事項

(1) 企業の名称

(2) 所在地

(3) 主な事業内容

(4) 企業全体の常勤の従業員数

- 2 子宮頸がん検診及び乳がん検診の実施状況
 - (1) 子宮頸がん検診の実施の有無及び対象従業員の年齢制限・費用負担の状況
 - (2) 乳がん検診の実施の有無及び対象従業員の年齢制限・費用負担の状況
- 3 人事関連情報データベースの活用状況
 - (1) 人事関連情報データベースの導入状況
 - (2) システムの設置等の状況
 - (3) 管理する情報の内容
 - (4) 関連会社との情報の共有状況
 - (5) 人事関連情報データベースの活用目的
- 4 業務災害及び通勤災害に対する法定外給付制度
 - (1) 法定外給付制度の有無
 - (2) 給付額の決定方法
 - (3) 給付額
- 5 従業員の退職管理等の状況
 - (1) 事務・技術関係職種の従業員の状況
 - (2) 定年制の状況
 - (3) 継続雇用制度の状況
 - (4) 継続雇用制度の上限年齢及び上限年齢の変更予定
 - (5) 役職定年制の状況
 - (6) 役職及び役職別の役職定年制の有無と年齢
 - (7) 役職定年後の状況
 - (8) 課長級より下位の役職の役職定年制の有無

IV 調査方法

全ての調査事項について、オンライン調査システムを利用した回答を可能とした上で、次の1及び2の方法により調査を行う。

1 郵送調査

調査客体（標本企業）約7,500社のうち、職員調査対象企業以外の約7,100社に対して調査票を郵送し、同票の回答欄に所要事項を記入の上、返信用封筒による返送によること等による回答を求める。

2 職員調査

調査客体（標本企業）のうち約400社に対しては、人事院職員による調査を行うこととし、訪問、電話、メール等により回答を求める。

V 調査期間

令和5年10月1日（日）から11月30日（木）までとする。

VI 集計方法

独立行政法人統計センターに依頼する。

VII 結果の公表

集計及び分析が完了後、結果報告書を公表する。